

大阪広域環境施設組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

平成27年3月30日規則第76号

最終改正：令和元年7月23日

(通則)

第1条 大阪広域環境施設組合職員に対する児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の施行については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支払日)

第2条 法第8条第4項に規定する児童手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の7日（その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日）とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が休日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

(実施細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。